

第 45 回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会 会議録

日 時 令和 6 年 1 月 29 日（月） 午後 2 時から午後 4 時 30 分まで

場 所 大磯町保健センター 2 階研修室

出席者 委員 23 名中、出席 18 名（うち代理者 2 名）

各市町職員 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

事業者 7 事業者

- ・ 一般社団法人 ゆめの輪（伊勢原市）
- ・ 特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズコレクティブ・ハミング（伊勢原市）
- ・ 一般社団法人 さうんどうサポート（平塚市）
- ・ 特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス（平塚市）
- ・ 特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ（平塚市）
- ・ 特定非営利活動法人 ナスクル（平塚市）
- ・ 特定非営利活動法人 フリードケアサービス（平塚市）

公開の可否 公開

傍聴者数 1 名

審議の経過

1 開会

2 会議成立の報告

湘南西部地区福祉有償運送運営協議会設置要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき報告

- (1) 要綱第 8 条第 1 項に基づき、委員の過半数により成立
- (2) 要綱第 8 条第 4 項に基づき、代理出席を認める
- (3) 委員総数 23 名、過半数 12 名、出席委員 18 名(代理出席を含む)

3 議事

(議長)

議題（1）「道路運送法 第 79 条の 2 に基づく新規登録申請について」協議いたします。

今回は、1 つの団体から申請がなされております。

伊勢原市に事業所を置く「一般社団法人ゆめの輪」からの申請となります。

「一般社団法人ゆめの輪」を入室させてください。

【一般社団法人ゆめの輪 入室】

(議長)

それでは、伊勢原市に事業所を置く、「一般社団法人ゆめの輪」の新規登録申請について、説明をお願いいたします。

【伊勢原市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「一般社団法人ゆめの輪」の申請内容について説明がありました。
これより、ご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

配置する自動車数の表記が違うように思うが。

(事業者)

記載ミスであり修正する。

(委員)

運行管理の責任者の代行者欄が空欄となっているが。

(事業者)

責任者は私で、理事が代行者となる。記載しておく。

(委員)

旅客の名簿中『知的障害』という備考欄が抽象的な気がするが。

(事業者)

B 1 と付け加える。

(委員)

料金表にある福祉車両使用料とは。

(事業者)

車いすを利用される方の場合、スロープを使用したり座席を寄せたりする。
車いすを利用されない方は、座席を戻して運用する。

(議長)

それでは、「一般社団法人ゆめの輪」の方にはご退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

「一般社団法人ゆめの輪」は退席してください。

【一般社団法人ゆめの輪 退室】

(議長)

それでは、「一般社団法人ゆめの輪」から提出された道路運送法第 7 9 条の 2 に基づく新規登録申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。
どなたかございませんか。

《意見なし》

(議長)

それでは、「一般社団法人ゆめの輪」から提出された道路運送法第 7 9 条の 2 に基づく新規登録申請について、お諮りします。

本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「一般社団法人ゆめの輪」から提出された道路運送法第

79条の2に基づく新規登録申請について、これを承認するということに決しました。

(議長)

それでは、「一般社団法人ゆめの輪」を入室させてください。

【一般社団法人ゆめの輪 入室】

(議長)

協議の結果、「一般社団法人ゆめの輪」さんの新規登録申請について、承認となりました。安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に伊勢原市事務局と手続きを進めてください。それでは、お疲れ様でした。ご退室ください。

【一般社団法人ゆめの輪 退室】

(議長)

続きまして、議題(2)「道路運送法第79条の8及び道路運送法施行規則第51条の15に基づく運送の対価等の変更申請について」協議いたします。

「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」を入室させてください。

【ワーカーズ・コレクティブ ハミング 入室】

(議長)

それでは、伊勢原市に事業所を置く、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」の変更申請について、説明をお願いいたします。

【伊勢原市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」の申請内容について説明がありました。

これより、ご質問を受けたいと思います。

ご質問はありませんか。

《質問無し》

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」にはご退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」は退席してください。

【ワーカーズ・コレクティブ ハミング 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」から提出された変更申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

《意見無し》

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」から提出された変更申請について、お諮りします。

本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」から提出された変更申請について、これを承認するということに決しました。

それでは、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」を入室させてください。

【ワーカーズ・コレクティブ ハミング 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」さんの変更申請について、承認となりました。

引き続き安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に伊勢原市事務局と手続きを進めてください。

それでは、お疲れ様でした。ご退室ください。

【ワーカーズ・コレクティブ ハミング 退室】

(議長)

続きまして、「一般社団法人 さうんどうサポート」の変更申請について協議いたします。「一般社団法人 さうんどうサポート」を入室させてください。

【一般社団法人 さうんどうサポート 入室】

(議長)

それでは、平塚市に事業所を置く、「一般社団法人 さうんどうサポート」の変更申請について、説明をお願いいたします。

【平塚市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「一般社団法人 さうんどうサポート」の申請内容について説明がありました。

これより、ご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

《質問無し》

(議長)

それでは、「一般社団法人 さうんどうサポート」にはご退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

「一般社団法人 さうんどうサポート」は退席してください。

【一般社団法人 さうんどうサポート 退席】

(議長)

それでは、「一般社団法人 さうんどうサポート」から提出された変更申請

について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

《意見無し》

(議長)

それでは、「一般社団法人 さうんどうサポート」から提出された変更申請について、お諮りします。

本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「一般社団法人 さうんどうサポート」から提出された変更申請について、これを承認するという事に決しました。

それでは、「一般社団法人 さうんどうサポート」を入室させてください。

【一般社団法人 さうんどうサポート 入室】

(議長)

協議の結果、「一般社団法人 さうんどうサポート」さんの変更申請について、承認となりました。

引き続き安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に平塚市事務局と手続きを進めてください。

それでは、お疲れ様でした。ご退室ください。

【一般社団法人 さうんどうサポート 退室】

(議長)

続きまして「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」の変更申請について協議いたします。

「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」を入室させてください。

【特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス 入室】

(議長)

それでは、平塚市に事業所を置く、「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」の変更申請について、説明をお願いいたします。

【平塚市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」の申請内容について説明がありました。

これより、ご質問を受けたいと思います。ご質問はありますか。

(委員)

運行の対価について初乗り 2 km 400 円とあるが、1 キロでも 400 円ということになり、それではタクシーのおおよそ二分の一にはならない。運輸支局の意見を伺いたい。

(委員・関東運輸支局)

事業者が示している価格はあくまで 2 km 400 円で、1 km なら 200 円となる

と私は解釈していたが。

(事業者)

2 kmまで 400 円です。

(委員)

乗車した時点で 400 円になるということで、1 km乗っても 400 円か。

(事業者)

はい。

(委員・関東運輸支局)

確かに 1 km 400 円というところだけ見ると二分の一を超えているが、その一方では運営協議会で協議が調べば二分の一の目安を超えることも可能。その上で協議いただくことになろうかと思う。関東運輸支局への申請についても、協議会での協議が調べば通る。

1 km 200 円という記載があれば特に問題ないのかなと思う。

(委員)

タクシーは明確な根拠があつて値段を設定していると思うが、運賃との差額がこれしかないのであれば、(新たな価格にする) その根拠を示していただければ良いのではないか。漠然と値段を上げるというのは理由が不足している。

(平塚市)

ひまわり福祉サービスの資料を見ると、『2 km未満』と『2 kmから 3 km』の客数が同程度となっている。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」にはご退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

「特定非営利活動法人ひまわり福祉サービス」は退席してください。

【特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」から提出された変更申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。

どなたかございませんか。

(委員)

タクシーの二分の一という規定があるのであれば、1 kmごとの距離設定をすべきではないかと思う。

(委員・関東運輸支局)

国土交通省で福祉有償運送における運送の対価をについて検討が重ねられており、つい先日、8割を超える対価についても可能だという決定がされたところ。

今回は話がややこしくなってしまうということで触れなかったが、仮に8割で考えたとしても今回の変更申請の料金には達しない。1 km 200 円という設定が可能であれば、それで検討していただくのが良いかと思う。

(委員)

この後に協議をする団体を見ても、皆初乗り運賃が設定されている。今回の決定が以降にも影響を及ぼすため、慎重に審議した方が良い。1 km 200 円という設定にした方が良い。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」から提出された変更申請について、お諮りします。

本案件については、1 kmあたりの価格設定表示をしていただくことを条件に付して、これを承認するというもので、よろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」から提出された変更申請について、これを・条件付き承認することに決しました。それでは、「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」を入室させてください。

【特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス」さんの変更申請について、条件付き承認となりました。

安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に平塚市事務局と手続きを進めてください。

それでは、お疲れ様でした。ご退室ください。

【特定非営利活動法人 ひまわり福祉サービス 退室】

(議長)

続きまして「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」の変更申請について協議いたします。

「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」を入室させてください。

【特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ 入室】

(議長)

それでは、平塚市に事業所を置く、「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」の変更申請について、説明をお願いいたします。

【平塚市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」の申請内容について説明がありました。

これより、ご質問を受けたいと思います。ご質問はありますか。

(委員)

運送の対価について、初乗り料金が2 kmで 400 円となっているが、1 km乗

車したとしても同じ料金なのか。

(事業者)

同じ料金です。2 kmまでが 400 円としている。

(委員)

1 km 200 円なり近しい金額なり、距離に応じた設定など是可以なのか。

(事業者)

今現在は視野に入れていないが、今後必要に応じて検討を行う。

(委員)

というのも、福祉有償運送の対価はタクシーのおおよそ二分の一とされており、単純に 1 kmで見ると、現在タクシー運賃が概ね 500 円程度なので 250 円、それと 1 km 400 円というのは超えてしまっている。2 km以上は問題ないと思うが。ちなみに、利用者の乗車距離がどの程度か、傾向はあるのか。

(事業者)

データでは平均 5 kmであり、実質 1 km未満というのは経験上無い。ただ、必要があるのであれば検討の余地を残しておきたいと考えている。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」にはご退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」は退席してください。

【特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」から提出された変更申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。

どなたかございませんか。

(委員・関東運輸支局)

先ほどの団体さんと同じだが、1 km未満は無いということだったが、可能性として今後 1 km未満の利用者が増えないという可能性もないので、1 kmの料金設定をしていただいてもいいのかなと思う。

(平塚市)

現在 2 kmまで 400 円、1 km 200 円という設定で事業者さんとお話をさせていただくと思うが、この事業者は 2 km以降の 1 kmごとに 180 円の価格設定を考えており、そのように混在して問題ないか。

(委員・関東運輸支局)

事業者によって 2 km 3 km 5 kmと距離ごとに料金を決めていただくのは特に問題ない。

(平塚市)

今後、事業者と話し合っていく中で、本日提出した料金表と変わってしまうと思うが、その辺りは今お話しした範疇ならばよいか。

(委員)

初乗り 220 円にして以後 180 円ずつ上げていくというのはどうか。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」から提出された変更申請について、お諮りします。

本案件については、1 kmあたりの価格設定表示をしていただくことを条件に付して、これを承認するというので、よろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手多数》

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」から提出された変更申請について、これを条件付き承認ということに決しました。

それでは「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」を入室させてください。

【特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」さんの変更申請について、条件付き承認となりました。

安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に平塚市事務局と手続きを進めてください。

それでは、お疲れ様でした。ご退室ください。

【特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ 退室】

(議長)

続きまして「特定非営利活動法人 ナスクル」の変更申請について協議いたします。「特定非営利活動法人 ナスクル」を入室させてください。

【特定非営利活動法人 ナスクル 入室】

(議長)

それでは、平塚市に事業所を置く、「特定非営利活動法人 ナスクル」の変更申請について、説明をお願いいたします。

【平塚市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 ナスクル」の申請内容について説明がありました。これより、ご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

初乗り 3 kmで 400 円とあるが、1 kmだとしても 400 円か。1 kmあたりの設定は可能か。また、利用者の方々はどうぐらいの距離で利用しているのか。

(事業者)

1 kmでも 2 kmでも、3 kmまでは一律で 400 円。利用する距離については、短い方で 2 km、長い方で片道 15 kmの方がいらっしゃる。短い方が若干多いように感じる。

(委員)

二人乗車時の一人分の料金が無しというのは、二人で 3 km乗った場合も 400

円でいいのか。800 円ではないのか。

(事業者)

3 kmまでは二人で乗れば一人 200 円。それ以外の距離も二人で割れば半分ずつとなる。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ナスクル」にはご退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

「特定非営利活動法人 ナスクル」は退席してください。

【特定非営利活動法人 ナスクル 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ナスクル」から提出された変更申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

(委員・関東運輸支局)

先ほどと同じだが、対価について1 km単位の設定をしていただきたい。

(委員)

先ほども質問した二人乗車時の部分だが、他の距離では記載があるのに、2 kmにのみ記載が何故無いのかと思う。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ナスクル」から提出された変更申請について、お諮りします。

本案件については、対価の記載を修正すること及び1 kmあたりの価格設定表示をしていただくことを条件に付して、これを承認するという事で、よろしいでしょうか。賛成者の方の挙手をお願いします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 ナスクル」から提出された変更申請について、これを条件付き承認するという事に決しました。

それでは「特定非営利活動法人 ナスクル」を入室させてください。

【特定非営利活動法人 ナスクル 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 ナスクル」さんの変更申請について、条件付き承認となりました。

引き続き安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に平塚市事務局と手続きを進めてください。

それでは、お疲れ様でした。ご退室ください。

【特定非営利活動法人 ナスクル 退室】

(議長)

続きまして「特定非営利活動法人 フリードケアサービス」の変更申請について協議いたします。

「特定非営利活動法人 フリードケアサービス」を入室させてください。

【特定非営利活動法人 フリードケアサービス 入室】

(議長)

それでは、平塚市に事業所を置く、「特定非営利活動法人 フリードケアサービス」の変更申請について、説明をお願いいたします。

【平塚市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 フリードケアサービス」の申請内容について説明がありました。

これより、ご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員・関東運輸支局)

運送の対価について、2 kmまでで 360 円と示されているが、1 kmまでで 180 円とすることは可能か。また、1 km未満の利用の割合がどの程度か分かれば教えていただきたい。

(事業者)

1 km未満の際は 180 円で計算している。利用について、1 km未満はほとんどおらず、ほぼ 2 km以上となっている。

(委員)

対価以外の対価についてだが、タクシーで回送料金が発生していない。例えばここからタクシーを利用して箱根まで行ったとして、帰り分の運賃まで請求されることは無い。それが運送事業者で設定されているのを初めて見た。

また、料金の設定、対価以外の対価が細かすぎて、車いすの方が利用した場合、予約料など合わせるとかなりの高額になる。実際の運送の対価だけを見て利用される料金との乖離が見られるのではないか。

(事業者)

予約料に関してだが、毎回いただくわけではなく事前にご自宅等を拝見し必要な資機材等を準備するものであって、最初の 1 回だけとなる。

(委員)

後払い集金手数料というのを見たことがない。基本、その場で料金をいただくのではないか。

(事業者)

生活保護の方の利用があり、そういった方は手持ちのお金がない場合が多く、支給日後にご自宅に取りに伺うことがある。そういった場合、1 度でお支払いされず、2 回も 3 回も伺うことがあることから設定を考えている。

(委員)

生活保護の方から取りますという表現はいかがか。

(事業者)

生活保護の方だけではなく、全ての方を対象としている。救急車で病院に運ばれた方が、ご自宅に帰る場合にもご依頼をいただくことがあり、そういった場合高齢者で独居等手持ちがないことが多い。そういった面でいただければと

いうことで設定した。

(委員)

支払いを後にする優しさがその対価という気がしてしまう。

(委員)

生活保護の方がその場でお支払いできないことは現実的にあるし、それ以外の方も後払いになった際に集金に行かれる手間というところも、法的に考えると理解はできる。

ただ、生活保護の方に対して、それ以外の方と同じ料金を設定するとなると『保護費』の中で対応ができるのかというところがあるため、集金手数料が支払っていただけない可能性というのは想定されているのか。

(事業者)

中には、どうしてもお金がないため支払いできないという方もいる。そうした場合にだけはいい。だが、2回3回と出向かなくてはいけないこともあり、人件費などもかかる。ただ、3回4回行ったところで1,500円、2000円になるわけではない。

(委員)

であれば送迎した距離の分の料金まで回収できないということがあるのか。

(事業者)

結構ある。財布を持たずに救急車に運ばれる方や、病院代を払ったために来月までお金が無いという方もいる。

料金については、一度持ち帰り再度検討を考えるが。

(委員)

回送料金については取られるのか。

(事業者)

10 km以上に対していただければと考えている。

(委員)

回送料金なんて聞いたことがない。

(事業者)

東部地区では設定している事業者があると聞いている。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 フリードケアサービス」にはご退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

「特定非営利活動法人 フリードケアサービス」は退席してください。

【特定非営利活動法人 フリードケアサービス 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 フリードケアサービス」から提出された変更申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。

どなたかございませんか。

(委員・関東運輸支局)

料金のところだと思うが、運送の対価のところでは1 kmあたりの料金設定が

可能ということなので、入れていただければ。

(委員)

集金手数料を1回あたり500円としており、何度も集金に行き、その都度もらうというのはいかがなのか。残高が増えていく一方なのでは。

また、生活保護の方であれば交通費実費分は精算できるのではないか。必要な分だけいただくという形が、福祉有償運送の形としてよいものか。ちょっと納得いかない部分はある。

(委員)

同じように、営利を目的として事業をされているような印象を受けた。予約料も1回500円と記載があるのに、説明では初回のみということだった。書いてあることと説明が異なっている。更に、タクシー料金では復路分(回送分)の料金は発生しないのに、この事業者では発生している。

車いすの方が利用した場合、かなりの高額になるとのことだが、それなら福祉有償運送の対価が、タクシーの料金のおおよそ半分ということで先ほどからお話されている内容にも整合性が取れるのかと疑問に思う。

この事業者を承認してよいものか、自分の中で分からない。

(委員)

湘南西部地区の後に湘南東部地区にも申請するとのことだが、仮に東西で決定内容に違いがある場合どうなるのか。

(委員・関東運輸支局)

基本的には、協議会単位で決めることであるため、東西で内容が若干異なることは考えられることである。

料金について明確に規定で謳っているわけではないが、営利を目的としないというところで、社会通念上の考え方もあろうかと思う。

回送料金について、絶対に駄目というわけではないが、後払い集金手数料というのは取り立てのような印象を受けるし、完全に揉める元となるため、好ましくない。

(委員)

藤沢市(東部地区)の事業者さんのため、車庫が藤沢であるならば西部で利用する場合は回送料金が常に発生してしまうのではないかと思う。

(平塚市)

現時点では、藤沢市に事業所を置いており、車は藤沢市からくることとなる。事前に回送料金についてヒアリングを行ったが、回送料金はほぼ発生しないのではないかとのことだった。ただ、可能性はゼロではない。

(委員)

その場で集金が基本となるのに、併せて回送料金の距離計算をするのかなど、疑問が色々ある。利用者にとっても分かりづらく、払わなければ取り立てに行くというのは制度としてどうなのか疑問。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 フリードケアサービス」から提出された

変更申請について、お諮りします。

本案件については、運送の対価以外の対価の面で多数の問題がありますので、再度この点を整理して再申請していただくということで、よろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 フリードケアサービス」から提出された変更申請について、再申請していただくことに決しました。

それでは「特定非営利活動法人 フリードケアサービス」を入室させてください。

【特定非営利活動法人 フリードケアサービス 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 フリードケアサービス」さんの変更申請について、再申請していただくことに決しました。

引き続き安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に平塚市事務局と手続きを進めてください。

それでは、お疲れ様でした。ご退室ください。

【特定非営利活動法人 フリードケアサービス 退室】

(議長)

続いて、議題(3)の「道路運送法第79条の6に基づく更新申請について」協議いたします。

「一般社団法人 さうんどうサポート」を入室させてください。

【一般社団法人 さうんどうサポート 入室】

(議長)

それでは、平塚市に事業所を置く、「一般社団法人 さうんどうサポート」の更新申請について、説明をお願いいたします。

【平塚市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「一般社団法人 さうんどうサポート」の申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。御質問はありませんか。

《質問なし》

(議長)

それでは、「一般社団法人 さうんどうサポート」の方にはご退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【一般社団法人 さうんどうサポート 退室】

(議長)

それでは、「一般社団法人 さうんどうサポート」から提出された更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。

どなたかございませんか。

《意見なし》

(議長)

それでは、「一般社団法人 さうندوقサポート」から提出された更新申請について、お諮りします。

本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「一般社団法人 さうندوقサポート」から提出された更新申請について、これを承認するという事に決しました。

それでは「一般社団法人 さうندوقサポート」を入室させてください。

【一般社団法人 さうندوقサポート 入室】

(議長)

協議の結果、「一般社団法人 さうندوقサポート」さんの更新申請について、承認となりました。

引き続き安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に平塚市事務局と手続きを進めてください。

それでは、お疲れ様でした。ご退室ください。

【一般社団法人 さうندوقサポート 退室】

(議長)

続きまして「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」の更新申請について協議いたします。

「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」を入室させてください。

【特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ 入室】

(議長)

それでは、平塚市に事業所を置く、「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」の更新申請について、説明をお願いいたします。

【平塚市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」の申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。御質問はありませんか。

《質問なし》

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」の方にはご退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」から提出された更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。

どなたかございませんか。

《意見なし》

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」から提出された更新申請について、お諮りします。

本案件については、先ほどの協議のとおり運送の対価について修正を行うという条件を付して、これを承認するということで、よろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」から提出された更新申請について、これを条件付き承認するということに決しました。

それでは「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」を入室させてください。

【特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ 入室】

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ」さんの更新申請について、条件付き承認となりました。

引き続き安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

今後につきましては、協議会後に平塚市事務局と手続きを進めてください。

それでは、お疲れ様でした。ご退室ください。

【特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ 退室】

(議長)

それでは続きまして議事(4)「令和4年度福祉有償運送実績報告について」になります。

第43回協議会において報告ができなかった事業者または追加報告があるものについて、建制順にならい、平塚市、秦野市、伊勢原市、二宮町の順で、各市町職員からの説明をお願いします。

【各市町職員説明】

(議長)

最後に、議題(5)の「その他」ですが、委員の皆さんから福祉有償運送に関して何かございましたらお願いします。

《意見なし》

(議長)

事務局からは何かございますか？

(事務局)

はい、事務局からは情報提供及び今後の手続きについてお知らせがございま

す。

まず情報提供ですが、令和5年11月2日付で道路運送法施行規則が改正された件についてです。

机上に資料をお配りいたしましたので、ご覧いただければと思いますが、内容といたしましては、1点目が『道路運送法施行規則第51条の2の2』一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送を行おうとするときは、その協力事業者の名称や住所を記載した申請書を国交省に提出しなければなりません、協力内容がこれまで『整備管理の体制の整備』のみだったものが、『旅客の運送の手配に係るサービスの提供』が加わりました。というのが1点。

2点目に、『同法第51条の10』更新登録申請時に、既に権限行政庁に提出されている書類内容から変更が無い場合は、その添付を省略することができる。というものです。あくまで、事業者から国土交通省へご提出いただく際の書類が省略できるということです、当協議会への提出書類が省略されるということではございません。他協議会の実施状況等を運輸局さんから伺いつつ、必要があれば委員の皆様にお諮りしながら検討を重ねてまいります。

最後に、今後の手続きについて説明いたします。

まず、今回承認を受けた事業者に対しては、事務局から「協議が調った旨を知らせる協議書」を交付します。更新登録を行う事業者は、この協議書を添付して神奈川運輸支局に申請書を提出し、1か月ほどで登録済証が交付されます。

そして、委員の皆様には、協議結果等について確認する書類を送付したことをお知らせする文書を送付いたします。なお、今回の会議録は、要綱第8条第2項の規定により、公開することとなりますので、御承知おきください。

今年度の運営協議会は、今回で最後となる予定ですが、急きょ開催が必要となった場合には、関係機関とも調整のうえ、改めて皆様に御連絡申し上げます。

何ものなければ、次回開催は来年度で、事務局は二宮町となります。

以上でございます。

(議長)

それでは、この辺りで以上とさせていただきます。

長時間に渡り、御審議いただき、ありがとうございました。

運営協議会の円滑な議事進行に御協力をいただきましたこと、改めてお礼申し上げます。